平成20年3月橋本市議会定例会会議録(第5号)の2 平成20年3月13日(木)

(午前9時31分 開議)

〇議長(中上良隆君) ただ今の出席議員数は 22人で定足数に達しております。

〇議長(中上良隆君) これより本日の会議を 開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請 願文書表のとおり1件であります。これを会 議規則第134条の規定により、請願第6号 幼 保一元化5カ年計画の凍結・白紙撤回を求め るについて は文教厚生委員会に付託いたし ます。

次に、平成20年3月4日付、瀧君ほか1人 から提出されました議員提出議案第1号につ きましては、3月12日、提出者より議案の撤 回請求があり、議長において、同日これを承 認しておりますので報告いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中上良隆君)これより日程に入り、 日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条 の規定により、議長において1番 岡君、14 番 土井君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承 認について(橋本市立社会体育 施設設置及び管理条例の一部を 改正する条例について)

○議長(中上良隆君) 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について(橋本市立社会 体育施設設置及び管理条例の一部を改正する

条例について) を議題といたします。 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですの で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお ります承認第1号については、会議規則第37 条第3項の規定により、委員会の付託を省略 いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君) 討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認 について(橋本市立社会体育施設設置及び管 理条例の一部を改正する条例について) を 採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本件は承認することに決しました。

日程第3 議案第31号 橋本市後期高齢者 医療に関する条例の制定につい τ

〇議長(中上良隆君)日程第3 議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

これより質疑を行います。 質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) お尋ねをいたします。 私はこの後期高齢者医療制度の導入につい ては、大変な問題があるというふうに認識を しております。

1つは、後期高齢者の皆さんへの負担の問題、もう一つ大きいのは、いわゆる差別医療を持ち込むという点です。74歳までの方と75歳以上の後期高齢者医療の対象となる方の医療制度に、いわゆる格差といいますか、差別を持ち込むということは、大変大きな問題だというふうに認識をいたしております。政党のテレビ討論会等でも、この制度はうば捨て山よりひどいんじゃないかといった、国会の議員さんたちの中でもいろんな議論が行われております。

そこで、質問としては、この医療制度の最大の目的が医療費の抑制というところにあるわけで、その点で、私どもは差別と思っているんですが、75歳以上の方の医療に関して、4月から実施なので今の段階で既に具体的な点が議論もされ、決定されてきていると思うんです。私どもでいう差別の、実際74歳までとの方との違い、この点、できるだけ具体的にお示しいただけますか。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)後期高齢者医療制度の全般的なご質問をいただきましたけれども、確かにおっしゃるとおり、75歳、非常に後期高齢者、名前についても後期、前期と使うのはどうかというような議論もされているところでありますけれども、高齢化の進展に伴いまして、ますます医療費が増大することが見込まれています。この医療費を安定的に確保するには、やっぱり医療の負担について抜本的に見直すということで医療制度改

革が実施されたわけでございますけれども、 これまで老人医療制度ということで高齢者の 医療につきましては、現役世代と高齢者の負 担が不明確でございました。公費の支出につ きましても、それぞれ社会保険、企業からの 拠出金にしましても、負担割合が非常にわか りにくくなっておりました。これらの整理も あわせてやられたわけですけれども、一番大 きな改正点といいましたら、75歳、これまで 社会保険等の扶養家族に入っておられた方に つきましても、社会保険から一旦抜いていた だきまして、一人ひとり、世帯単位じゃなく て一人ひとりがそれぞれの保険者として保険 料を支払っていただく、これが非常に高齢者 負担になるんではないかということで、問題 提起されているわけでございます。確かに、 ここ数年来、税制改正等によりまして、扶養 控除等の見直しですとか、それと介護保険料、 国民健康保険料につきましても、保険料が上 がっているというような状況がございまして、 高齢者の費用負担がさらに増大していく、こ れが一番問題になっておるわけですけれども、 ただ、このまま医療制度、これまでの制度で 続けていきますと、医療費の増大に到底対処 できないということから、高齢者に対しても 応分の負担をしていただく。痛みを伴う制度 では確かにありますけれども、やらざるを得 ない、そういうことで、いよいよこの4月か ら導入させていただくことになります。

富岡議員がおっしゃるような高齢者の負担のことにつきましても、国民議論ということで国会等でも今盛んに議論されているところでございますけれども、1つの見直しというか、激変緩和措置が講じられております。先ほど言いました新たに費用負担が伴う社会保険等の被扶養者の方につきましては、6カ月間、徴収を猶予すると。その後の6カ月間についても9割減免すると、そういうような形

で若干の手直しがされているようでございます。4月から実施されますと、さまざまな問題提起がされると思いますけれども、とりあえず国を上げての制度改革ですから、スタートを切らせていただき、是正できる部分についてはまた国民議論としていろんな問題提起がされると思いますので、その推移を見守っていきたいと思っております。

〇議長(中上良隆君) 3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 私の質問の仕方が悪か ったかなとも思うんですが、私、最大のポイ ントとしては高齢者への負担増についてでは なしに、差別医療、75歳以上の方について74 歳までの方と違ったルールといいますか、制 度のもとに対応しようとしているんです。そ ちらのほうの具体的に、例えば包括医療制度 であるとか、幾つかいろんな案が出ていたん ですが、いよいよ実施に当たるわけですから、 その点でどういうふうに決まりましたかと、 差別される中身について尋ねているわけです。 基本的には病院に行きにくくする、高齢者、 75歳以上の高齢者ですからいろんな病気にか かりますよね。その人たちを病院に行きにく くする、いろいろ知恵を出しているんですよ。 その具体的な内容を聞いているわけです。

よろしく答弁願います。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)行きにくくするということは、窓口負担が上がることではないのではないかと思いますけれども、基本的に75歳以上に限らず70歳以上の方につきましても現役並所得の人は2割から3割、基本的に。失礼しました。70歳から74歳の方についてはこれまで1割だったんですけど2割になると。そういうような引き上げもございますし、75歳以上の方については1割負担をいただくと。どうしても費用負担が発生してくる。そういうことで病院へ行きにくくなると

いうことでしょうか。

保険料の負担が増大するということで行き にくくなると。

O議長(中上良隆君) 3番 富岡君、もう一度。

○3番(富岡清彦君) 具体的な医療の中身に ついてお尋ねしているんです。74歳までの患 者さんと75歳以上の患者さんとの扱い、医療 の扱いを明らかに私どもに言わせれば差別を するんですよ。その具体的な内容を聞いてい るわけです。保険料、全然関係ありません。

〇議長(中上良隆君)病院事務局長。

〇病院事務局長(尾崎慶和君)医療のほうの お話ということで、私のほうから少しお答え させていただきたいと思います。

75歳以上の後期高齢者医療につきましては、 富岡議員もご存じのとおり、包括医療という ことになる予定でございます。それで、健康 福祉部長のほうからも話がございましたよう に、もともと厚生労働省の考え方といいます のが、全般的にも医療費がこれ以上伸びると 財政破綻に陥るということの中で、後期高齢 者医療を出してきたという意味合いがござい ます。

その中で、特に、今までの老人保健法が改正されて廃止されまして、後期高齢者医療に変わるわけなんですけれども、今のところ全般的によく言われる生活入院者という方々が、特に後期高齢者医療の中では多いと。特に療養型等についても多く入院されているという実態がございます。

それを厚生労働省のほうは在宅のほうへシフトしようということでございまして、その中で入院においても包括診療とし、外来についても同じようなことにしようということで、議員ご指摘の全般的な医療費の抑制ということには間違いないことでございます。

ですけれども、このままいきますと、日本

の保険制度が崩壊するというような意味合い もございまして、国のほうが打ち出してきて いる案と、私どもも勉強した中では聞いてお ります。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、こ ○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号に ついては、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第4 議案第32号 橋本市指定訪問看 護事業及び指定居宅介護支援事 業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第4 議案第32号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支 援事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中上良隆君)質疑がないようですの で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお ります議案第32号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中上良隆君) 討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市指定訪問看護 事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関 する条例の一部を改正する条例について を 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 橋本市重度心身障 害児(者)医療費の支給に関す る条例の一部を改正する条例に ついて

〇議長(中上良隆君)日程第5 議案第33号 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に 関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中上良隆君)質疑がないようですの で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお ります議案第33号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市重度心身障害 児(者)医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例について を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 橋本市国民健康保 険条例の一部を改正する条例に ついて

○議長(中上良隆君) 日程第6 議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条 例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 先ほども部長が今度の 新しい制度改正で、70歳から74歳の方の医療 費が窓口で1割から2割になるというふうに おっしゃったんですけれども、昨年の夏の参 議院選挙の結果を受けて一部見直しが行われ、 70歳から74歳の方の窓口負担については1年 間1割に据え置きされるというふうにたしか 決まったはずなんです。それが橋本市の国民 健康保険については2割になるということは、 国以上に負担を求めるということなんでしょ うか。

○健康福祉部長(上田敬二君)本条例の改正 内容に確かに70歳から74歳、現役並の所得者 の方は除きますけれども、一部負担金を1割 から2割に実施するとなっておりますけれど も、これにつきましては、議員おっしゃると おり、平成20年4月から21年3月までの間、 1年間凍結、それにつきましては本市も同様 でございます。

- 〇議長(中上良隆君)2番 阪本君。
- O2番(阪本久代君) 附則のところには20年 4月1日から施行するとあるんですけど、ど

こにそれが書いてあるんでしょうか。

○議長(中上良隆君) 暫時休憩いたします。(午前9時52分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○議長(中上良隆君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

質疑に対する答弁を願います。 健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)70歳から74歳 までの方々の窓口負担の問題でございますけ れども、1年間凍結する、2割を1割に減額 するというのはどこに明記してあるのかとい うことなんですけれども、これについては、 平成19年10月末の与党高齢者医療制度に関す るプロジェクトチームで1年間凍結すること が決定されたわけでございますけれども、こ れは条例改正をせずに、附則にも明記せずに、 臨時的な措置として、医療機関の窓口で対応 するということで、一応原則は被保険者につ いては8割負担ということで、原則はそうい うことで運用、条例改正せずにすると。それ で、一応8割負担ということで医療機関で受 診されるわけなんですけれども、本人につい ては1割を負担して、あと残りの1割につい ては国から直接医療機関へ支払いのやりとり をすると。そういうあくまでも臨時的な対応 で行っていくということで、ただ、市から発 行します保険証につきましては、本人8割負 担ということが明記されておりますけれども、 括弧書きで9割負担と、そういうことを括弧 書きで明記して期間中運用していく、そうい うことになっているようでございます。

以上です。

- ○議長(中上良隆君)ほかにありませんか。 3番 富岡君。
- ○3番(富岡清彦君) 一口で言えば、本人負担は1割でいいと。だから、このままの条例

で審議してくださいと、こういう一口で言えばそうなるんですけれども、法を厳守すべき自治体で、70歳から74歳の方の医療費の負担を10分の1から10分の2と、いわゆる2割負担にするんだとうたって、附則で実施時期を20年4月1日から施行すると、こういう議案になっていますよね。僕はおかしいというふうに思うんです。例えば、この附則に、今1割負担を2割負担に上げることについては、平成21年4月1日から施行すると。附則にただし書き等を加えれば、非常に正確な条例になると思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(上田敬二君)附則に明記せいということなんですけれども、一応、県等に確認しましたら、法改正という形はとらずに、あくまでも臨時的な措置ということで、準則が出されているようで、準則に従って条例改正を挙げさせていただきます。

それと、私、さっき8割負担と言いました けど、2割から1割の間違いでございます。

〇議長(中上良隆君) 3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)部長の答弁を簡単に聞いたら、県にこの件で相談かけたらこのままでいいんだと言うたと、こういうことやろう、一口で言うたら。だからそうさせてって。違うがな。橋本市としてもっと独自性を出してくださいよ。一旦この条例を取り下げて、附則に、何回も言いますけれども、その旨を書き加えれば、正確な条例になるんじゃないんですかと、そのことができませんのかということです。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(上田敬二君)本市の条例も 全国の自治体同様、一応基本は準則に従って 条例を制定しております。ただ、現在の準則 でいいましたら、準則を改めることになりま したら、保険者が9割を負担しなければなら ないということに改正しなければならないようになるようで、あくまでもこの臨時的な凍結の措置については窓口対応で運用していくと、そういうことで決定されているようでございます。

〇議長(中上良隆君)13番 瀧君。

〇13番(瀧 **洋一君**)今の問題ですけれども、 これ条例でこう書いてあったとして、じゃ、 国がこう言っているんだと言いますけども、 現に今の政府、与党PTですか、見ていたら ころころ変わっておるんですよ。参議院選挙 の結果を受けて、一旦凍結すると言っていた ものがまた変わったり。そしたら、これ条例 ではっきりしておかなければ、政府の対応が、 これまたいつ総選挙あるかもわかりませんし、 総辞職あるかもしれません。これはわかりま せんよ。もしあったとして、ぽっと変わった ら、対応どうなるんですか。条例はそのまま 残っていますよ。いきなり、はい、とります、 1年の猶予が3カ月で終わるかもしれないん ですよ。窓口対応であれば、窓口で市民の方々 のそれがきっちり担保できるんですか。そう いったいろんなことを想定してやっていかな いといけないと思うんですよ。だから、これ このままで条例通すというのは問題があると 思うんですが、ご見解をお聞かせください。

〇議長(中上良隆君) 暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時47分 再開)

〇議長(中上良隆君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

13番 瀧君の質疑に対する答弁を求めます。 健康福祉部長。

〇健康福祉部長(上田敬二君)平成20年4月 1日以降、1割から2割に見直すことについ てですけれども、これにつきましては、国の ほうから70歳代前半の被保険者等に係る一部 負担金等の軽減特例措置実施要綱が出ておりまして、要綱の中身ですけれども、対象者は平成20年4月から21年3月31日までの間に保険医療機関等から診療を受けた者を対象とすることになっております。

この診療を受けた場合ですけれども、先ほ どから附則に明記できないかという話なんで すけれども、お答えになるかどうかわかりま せんけれども、医療機関で受診を受けた場合、 自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部 を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、 先ほどから条例は改正しないと、窓口対応で 2割から1割負担に対応すると申し上げさせ ていただきましたけれども、基本的には変わ っておりませんので、私が、多分あり得ない と思うんですけど、2割負担するという申し 出があった場合については2割を医療機関が 受け取ると。本人からそういうあえて申し出 がない限りについては、1割をいただくと。 そういうような運用が要綱の中に残っており まして、そういう状況の中で、条例にあえて 橋本市だけが窓口について1割という明記す ると整合性を欠くということに多分なると、 そういうことで全国一律の運用ということで 国の通達に基づいて今回の条例、対応させて いただいております。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第7 議案第35号 橋本市病院事業の 設置等に関する条例の一部を改 正する条例について

〇議長(中上良隆君) 日程第7 議案第35号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって委員会の付託を省略することに決し

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 橋本市公告式条例 の一部を改正する条例について

〇議長(中上良隆君)日程第8 議案第36号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市公告式条例の 一部を改正する条例について を採決いたし ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 橋本市事務分掌条 例の一部を改正する条例につい て

○議長(中上良隆君) 日程第 9 議案第37号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例に ついて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

O11番(岩田弘彦君)この議案は、広域ごみ対策室を廃止して、企画部の中にということなんですが、一応、組織のスリム化ということやと思うんです。今後、やっぱり組織のスリム化というのは非常に大切なので、12月の一般質問でもやらせていただきましたが、今

後、スリム化についてどのように考えていく 計画、お考えがあるのかちょっとお教えいた だけたら。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 20年度の分につきましては、これと条例に載ってこない部分では選挙管理委員会等、総務の統合もございます。そういうことで、あと下水道関係で係の統合もございます。

今年度は高野口の出張所が廃止されるということで、それも含めて組織の統合があったわけでございますけども、来年、再来年に向けて職員の数を削減していく中で、来年度につきましても機構改革、統合を予定してございます。ということで、具体的なことは今の状態では言えませんけれども、来年度も組織の統合を計画しているところでございます。

〇議長(中上良隆君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) 少しお尋ねしたいと思います。

今のご質問ありました。スリム化という点では非常に評価したいと思うんですけれども、この一般質問でも広域ごみ、何名かの議員が取り上げておられました。あと1年余りで仕上げていかないといけない時期に縮小していくということの背景、趣旨といいますか、安するに広域ごみ対策室として機能がほぼなくなってきたから縮小していくんだというふうにとらえられると思うんですけれども、そもそも対策室としてどういうふうに今までしてと対象となった件について教えてください。

〇議長(中上良隆君) 広域ごみ対策室長。

○広域ごみ対策室長(山本重男君) この条例 改正につきましては、経緯を話さなくてはい けないと思います。旧高野口町当時ですけど も、広域ごみ処理場の建設地の高野口町の大 野地区が平成15年10月に白紙撤回となりました。その後、平成16年8月に建設地として再度可決された経緯がございます。

そういった中で、処理場の本体の用地取得、 それから進入路の用地取得、建設、それから 地元対策等の課題が山積しておりました。こ れらの課題を円滑に処理するために広域ごみ 対策室が設置されたわけでございますが、平 成18年の合併後も部として橋本市に引き継が れまして、合併後、処理施設、本体の用地取 得が完了いたしました。

現在、ごみ処理場の本体の建設が進められております。ごみ処理場への進入路であります田原下中線につきましても、工事に着手しまして、平成21年3月完成に向けまして取り組んでおります。

また、周辺整備事業につきましても、昨年の9月議会の全員協議会でご説明をさせていただきまして、現在、地元との間で調整を進めております。

こういった中で、一定の成果が得られたということで考えております。そういうことで、 部を縮小して課ということで運営をしていく、 これから対処していくということになってお ると思います。

以上です。

- 〇議長(中上良隆君)13番 瀧君。
- ○13番(瀧 洋一君)ありがとうございます。

だいたい経過はわかりました。そしたら、確認なんですが、ほぼこれで対策室としての役割は果たせたと、そういうことですか。これからまだまだ地元対策とかいろんな問題があるのかと思うんですけれども、課で対応できる事務量になったということかどうか、確認だけお願いします。

- 〇議長(中上良隆君)企画部長。
- **〇企画部長(吉田長司君)** 広域ごみ対策室、 今の室でこれからしなければいけない課題と

いうのがまだございます。ということで、田 原下中線の進入路でございますけども、まだ 工事中ということもございますし、大野の児 童館についてもまだ協議が必要です。

それと、地域活性化事業につきましては、 一定の方向性は出たわけでございますけど、 これから事業実施に向けての協議がございま す

ということで、主にその3点がございますので、窓口は必要ということで、部ではないですけども、課としてその対応をしていく予定でございます。

ということで、一定の方向性は出たわけで ございますけども、これから事業実施してい かなければいけないという問題もございます し、事業実施を各担当課に振り分けていかな ければいけないという課題もございますので、 これはまだ消滅さすわけにいきません。とい うことで、課で存続さすという考え方でござ います。

- ○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。16番 中谷君。
- O16番(中谷 晉君) 1 点だけお聞きします。 地元対策の大きな眼目である地域整備の問題で、若干というよりもほとんど手つかずの まま残ってあると思うんです。そういうもの を企画部の中で十分人員を配置して対応でき るという確たる確信が持てる返答ができるか どうか、その点だけお聞きしておきたいと思 います。
- 〇議長(中上良隆君)企画部長。
- ○企画部長(吉田長司君) 今言いましたよう に、地域整備の問題につきましては、まだこ れからしていかなければいけない課題がござ いますので、これは対応していかなければい けないということで、そういう対応をでき得 る体制で行っていきたいというふうに考えて ございます。

ということで、いろんな過去からの経過も ございますので、職員配置等については、そ れを万全を期してやっていきたいというふう に考えてございます。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市事務分掌条例 の一部を改正する条例について を採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 橋本市国民健康保 険税条例の一部を改正する条例 について

○議長(中上良隆君) 日程第10 議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)今回の条例改正は、65 歳から74歳の方の国民健康保険税を年金から 特別徴収するというか天引きするのにかかわ っての条例改正だと思うんです。ただ、それ だけではなくて、今度の提案されている20年 度の国民健康保険の特別会計を見ましたら、 今度から医療給付分、後期高齢者支援分、国 民健康保険税で、介護保険給付に加えて、後 期高齢者支援金分というのが特別会計には既 に出てきているんです。だけども、今回の一 部改正では、税率とかいうことが一切今度の 条例改正案には出ていない。条例に基づいて 特別会計の予算も組まれると思うんですけれ ども、それを抜きにしてというか、今回提案 されていないというのは、すごく不十分であ ると思うんです。この辺の整合性についてお 尋ねします。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)国民健康保険条例につきましても、新たに支援金が加わりまして、当然、条例改正が必要となります。これにつきましては、国保運営審議会等でで、大人では、国保運営審議会等でで、大人では、国保運営審議会等でで、大人では、国保運営審議会等でで、大人の改正も含めても、大人のでは、大人のでは、大人のでは、大人のでは、そういう法律が通っていないといるには、そういう法律が通っていないとは、そういう法律が通っていないませんのでは、そういう法律が通っていないとは、大人議会には提案できません。

したがいまして、毎年専決処分させていただきまして、6月議会、それまでに臨時議会があればそのときに専決処分の報告をさせていただいておるところでございます。

〇議長(中上良隆君)2番 阪本君。

O2番(阪本久代君)限度額は決まっていないかもしれませんけれども、医療給付分、後期高齢者支援分がどういうふうな税割合になるかということは、既に国保の審議会の中でも決定されていると思うんです。それも含めていえば専決処分で、6月議会でということになれば、議会軽視としか言いようがないのではないでしょうか。

〇議長(中上良隆君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(上田敬二君)決して議会軽視をするつもりはございません。今議会に提案できればいいんですけれども、そういう日程的な都合上、提案できません。ただ、そういう議会軽視ということではないんですけれども、できる範囲というか、委員会等で一応は報告させていただきたいとは思って、今議会の委員会等では一応報告させていただく予定ではおります。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第11 議案第39号 橋本市手数料条例 の一部を改正する条例について

〇議長(中上良隆君) 日程第11 議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例につ いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

O3番(富岡清彦君)本条例は、住民票手数料をはじめ、11種類の手数料の引き上げ議案であります。

開会日の市長の議案説明の中で、住民票の

手数料の4人まで200円、5人以上400円という人数割の規定について、市民より意見をいただいているところでございますと説明された。

これ、実は私、ちょうど1年前の3月議会でこの問題を取り上げさせていただきました。私は値上げを求めたのではありません。橋本市の行政の遅れの1つ、それを早急に改善することを求めました。それは先ほど申し上げたように、4人家族までの住民票手数料は200円、5人家族以上になりますと倍の400円が必要だと。和歌山県下を調査したところ、九度山町と橋本市だけがこんな行政遅れたことをやっておった。これを早く改善してください、これが質問の趣旨だったんですよ。そうしたら、1年たってどーんと手数料を引き上げたいという議案が出てきていますわな。

この新旧対照表を見ていてびっくりしたん ですが、1つは住民票または除かれる住民票 の写しの交付、25ページなんですが、1件に つき200円であったのを300円にする。住民票 に記載された事項の証明、1件につき200円を 300円に引き上げる。住民票の閲覧、1件につ き200円を300円に引き上げる。住民票の変更 に関する証明1件につき200円を300円引き上 げる。5番目は、不在住、不在籍に関する証 明、1件につき200円を300円引き上げる。6 つは、戸籍の附票または除かれた戸籍の附票 の写しの交付、1件につき200円を300円引き 上げる。それから、印鑑に関する証明、1件 につき200円を300円引き上げる。まだありま す。住民カードの再交付について1件につき 200円を300円引き上げる。それから、埋葬に 関する証明、これを200円を300円に引き上げ る。さらに、身分に関する証明、1件につき 200円を300円に引き上げる。外国人登録票に 記載した事項に関する証明、1件200円を300 円に引き上げる。これだけありますね。

この件で市の幹部とも話をしたときに、私 ぞっとしましたよ。ぞっとしたというのは、 5人家族以上の方が年間、証明書をとる、十 数万円ですわ。約700件ほどありまして、この 十数万円の収入、これは絶対に減らせないと いうわけですよ。今、財政健全化の時期なの で、これは何があっても減らせませんと。400 円徴収しているのを200円にできない。こうい うことですね。今、財政健全化計画で、各種 手数料を引き上げる計画を持っておるんだと。 行政サービスの指摘をされて、この時期だと、 このタイミングだと、一斉に値上げをやると ころが僕は非常に恐ろしいなというふうに感 じているんです。正直なところですよ。

実は、確かに市民の中に職員が多いとか仕 事やっているのかとか、給料高いとか、議員 も言われるんです。ただ、その件でいえば、 先月のはじめごろ、実は糖尿病になられて、 非常に収入がないと。昨年11月、右目を失明 したと。さらに、今年1月に左目を失明して 仕事が全くできない。手持ちはもう5,000円し かないと。医療機関の方から僕のところに電 話あって、なんとかなりませんかと。早速、 担当課のほうに行って対応していただいたん です。非常にてきぱきやっていただきました。 すぐに、いわゆる生活保護を受けれるように なったんですわ。これはやっぱり役所という のは市民のために仕事やっているなと僕は感 動しましたし、市民の方には多くのことをね。 もちろん担当課はそういう課ですから、本当 に市民の命にかかわることで機敏な対応をし て、大げさに言えば一人の市民を救ってくれ たんですよ。役所というところは本当に大事 なというか、本当にすばらしい仕事をしてい るんだなという、そういう思い。

昨年もありましたけどね。国民健康保険証 を取り上げられてしまって、病院に行けない と。これも何とかなりませんかというような、 この件の対応も本当に職員、親身にやっていただきました。そういう市民の福祉の向上という地方自治法でいう仕事を一生懸命にやられている一方で、今回のような、この際どーんと引き上げれと。僕、どう考えても、机の上だけでというのかな、本当に市民の皆さんの暮らしを、僕、議員生活長い、途中落選したりしたけども、何か最近、先ほどの条例もそうですけど、何か本当に市民の立場でやってくれているのかなという気がしてきているんですわ。

そんなに職員の皆さんを批判したりするつもりはないんですけど、この話をしたときにある市民は、そんなことをするんやったら我がの給料下げれと言いましたよ、市民の方は。いやいや、先ほど紹介したような、皆さんのために役所の職員は頑張ってくれているんですよと僕は言います。言うんですけれども、こんな扱いをされたら、いや、ほいでその自動交付機使ってください、今までの料金ですと

本当に恐ろしい、今の橋本市のやることは 恐ろしい。財政は豊かなんていう気はありま せんよ。ありませんけれども、こういうとこ ろに行政の遅れを指摘をすることによって、 何倍も返してくるというんかな。こういうの をやぶへびというんですけどね。おまえやば いところをつっついたと。そんなことでは納 得できません。

演説ばかりしていても仕方ないので、議案 審議なのでね。担当課では何をやっているか と言えば、300円の手数料のところを一生懸命 探しているんやな。そんなことに電話も使い、 いろんなものを使って、時間割いてやってい るわけや、担当。見せてくれましたわな。一 生懸命に300円のところを探すわけですよ。は っきり言って、和歌山県下では少ないですよ。 そしたら、大阪から今度、五條も、今度五條 も上げるんですよと、こう。最後にはどう言うかというたら、いやいや、こんなん市民の生活にはあまり影響しませんよと。住民票なんて1回か2回でしょうと。だから大丈夫なんですと。これが本当にそう思われているとすれば、僕は大変なこれは問題ですよと指摘したいんですわ。

本当に今の市民の皆さんの暮らしがどうなっているのか。僕はこれ甘過ぎると言いたい、判断が。過日の質問でもあったけども、非常に官僚的なんよ。どなたか前に座っている女性の方とかおっしゃっていたけども。

いくらでも言いたいことはあるんですが、 それで、300円という根拠、1.5倍に上げ300 円にした根拠、これ伺います。

- 〇議長(中上良隆君)市民部長。
- **〇市民部長(名迫文一君)**まず、今回の改正 理由からご説明をさせていただきます。

3点ございまして、まず1点目は、議員も おっしゃっていました集中改革プランに基づ く手数料の適正化というのが1点でございま す。

それから、これも議員がおっしゃっておりました4人までが200円、5人以上が400円と、現行の手数料の是正、これが2点目でございます。それから3点目としまして、自動交付機の利用促進と、それから現行の市民課の窓口の業務の効率化を図ると、こういう観点から今回の住民票等の手数料の改正を行いました。

それから、300円の根拠ですけれども、地方 自治法第227条にございます「地方公共団体は、 当該普通地方公共団体の事務で特定の者のた めにするものにつき、手数料を徴収すること ができる」ということで、一個人の要求に基 づき主としてそのものの利益のためになる事 務、印鑑証明等でございますが、そういうも のについてはそういった必要な手数料を徴収 しなさいと。このもとに300円ということで、 金額については設定はございませんが、これ をもとに300円という設定をしてございます。

つけ加えまして、近隣の自治体の状況も議員のほうからも説明があったわけですが、県下におきましては3市3町、それから、大阪府32市のうち22市が300円という状況になってございまして、橋本市が突出したという状況ではございませんので、それだけはご了解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(中上良隆君) 3番 富岡君。
- ○3番(富岡清彦君) 九度山町と橋本市が非常に行政サービスの遅れがあったと思ったら、まだ30自治体あるんでしょう。のうちの6自治体ですか、300円は。そこに合わすと。全然説得力がありませんな。

それから、交付税の推進を図っていくんだと、こう言うてるわな。今、市民カードの発行枚数、これ全市民の37%なのと違いますか。そんなええこと言うて、自動交付機使えば今までどおり出せますよと。市民カードの普及がされてなかったら使えませんわな。そういう点をどうしていくのか。こんな負担ばかり市民に求めて、理屈の世界なので、理屈通らない、やっていることが。多くの自治体が300円だという、300円というか、この料金になっているって。大阪では20、和歌山県下では6つの自治体ですって。これも通らんわな。しっかり説明してください。

- 〇議長(中上良隆君)市民部長。
- ○市民部長(名迫文一君)市民カードの発行率ですが、一昨日の22番議員の一般質問の中で私30%弱というお答えをさせていただいたかと思いますが、議員おっしゃるとおり、37.69%が現状でございますので、訂正をさせていただきます。

今後、発行率をどうするのかということに つきましては、この条例の改正を認めていた だければ施行が7月ということになっておりますので、その間、広報等で啓発をしまして、カードの普及を図っていくと。

それから、今後、一応目標ですが、今37.69% を全人口の50%ぐらいまで引き上げていきたいと。今現在発行しておるのが、2万6,040件ですか。これは人口の半分ということで、最終的には3万4,479人、現状ですとそれぐらいの率までには引き上げていきたいというふうには考えてございます。

- ○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。5番 中西峰雄君。
- ○5番(中西峰雄君) ちょっとお尋ねしたいんですけども、市民カードとか住基カードの普及を促進していくということなんですが、単純に教えてほしいんですけども、市民カードの発行の手続き費用、それから住基カードの発行の手続き費用と、もう一つは住民票と印鑑証明の自動交付機とそれから窓口での発行の割合といいますか、パーセントはどういうふうになっておるのか単純に教えていただけますか。

それと、市民カードなり住基カードなりの利用促進をしていくということであれば、市民カードとか住基カードの発行手続き費用については、値下げといいますか、低廉にしていくということも重ねてするということがつじつまが合うというふうに考えるわけですけども、その点いかがでしょう。

- ○議長(中上良隆君)答弁を求めます。 市民部長。
- ○市民部長(名迫文一君)住基カードの発行 件数ですが、これは一応10件程度、今詳しく。 カードにつきましては、1件200円でございま す。それから、住基カードについては今手元 に資料はございませんが、後ほど答弁をさせ ていただきます。

市民カードにつきましては、現在2万6,040

件でございます。率にしましては、先ほど申 し上げましたように、人口に対して37.6%。

- 〇議長(中上良隆君)市民部長。
- ○市民部長(名迫文一君)利用率ですが、まず住民票につきましては、全体で発行件数が2万8,883件のうち、自動交付機では8,408件、率にしまして29.11%、それから、印鑑証明につきましては、全体で2万8,648件、自動交付機が1万3,281件で、率にしまして46.36%、これが18年度の数字でございます。あと、外国人登録等々があるんですが、これらの率を総合しまして。

(「聞いていない」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君)市民部長、聞いていないことを答えなくて結構です。

答弁もれ指摘してください。

- ○5番(中西峰雄君) 答弁もれというのは、 市民カードの発行費用と住基カードの発行費 用について、200円というふうに聞いたんです が、議員席から無料という声も聞こえてきた ので、もういっぺん確認で、きちっと、はっ きりと発行の手続き費用、住基カードについ ても補足願います。
- 〇議長(中上良隆君)市民部長。
- ○市民部長(名迫文一君) ちょっと答弁保留 させていただけますか。申しわけございません。
- 〇議長(中上良隆君)市民部長。
- ○市民部長(名迫文一君)住基カード、市民 カードとも当初の発行については無料でござ います。ただし、市民カードの再発行につい ては200円いただいております。

それから、住基カードの再発行については 500円でございます。

- 〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。
- ○9番(上田良治君)今回、部長の答弁の中で、市民カードを利用して自動交付機の利用 促進を上げていこうということでこういう条

例が出てきたんですが、これを見てみますと、 役所に今1台あると。北にもある。また高野 口出張所にもございます。しかし、東、隅田 地域においては自動交付機がないんでしょう。 そういった中で、不公性があると思うんです よ。値上げをすることによって、収入、どれ だけ見込みあるのか、それでまた、収入の使 われ方、やっぱり隅田地域に自動交付機を設 置していくんだと、そういう意味合いでの値 上げだと思うんですけどね。

そういったことで総務に付託されるのかど うかわからんけど、それぐらいのやっぱり気 持ちで取り組んでいただけないか。どうです か。

〇議長(中上良隆君)市民部長。

○市民部長(名迫文一君)今回の改正によりましての増収分ですが、18年度ベースで計算しますと、約年間380万円の増収になってございます。

それから、東部地区の自動交付機の件です が、まず、隅田、恋野地区の。

その前に、費用につきましては、現在の自動交付機については、約1,500万円程度かかるという見積もりをいただいておりますので、 先ほど申し上げましたように、年間の増収額380万円からいきますと、相当まだ開きがあるというふうに考えてございます。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 隅田地区に自動交付機の話は3番議員がいつかの一般質問であったと思います。ということで、公民館に設置するという基本的な考え方はございますけれども、隅田地区の設置についてもその当時申し上げましたように、将来において検討していくということでございまして、財政の状況も勘案した中では、現在、具体的にいつ設置するというような状況ではございませんので、ご了解願いたいと思います。

〇議長(中上良隆君)24番 中西健君。

〇24番(中西 健君)今度の料金改定後の手数料について、これだいたい値上げによって、 予想としてはどれぐらいの税収が見込まれる のか。それはもう言うた。ごめんなさい。

ほいで、件数しか僕は聞いてなかったんだ けど、380万円、財政上のいわゆる今の苦しい 中から何とか捻出していかなきゃならんとい う思いもあろうと思う。先ほどの答弁、富岡 君の答弁の中で、五條市も上げたと。五條市 の財政状況と橋本市の財政状況は同じではな いでしょう。それでは説得力というのはない わけですわ、はっきり言って、市民にね。380 万円という金額、まだ改革によってこれぐら いの金額やったら僕は捻出できる。何でも、 昨日の続きじゃないけども、今度うどん1杯 1,000円の時代が来るという、庶民生活の中で。 銭が足らんからということで、何でも値上げ しらいいという発想が、よそが上げたからう ちも上げようという発想がね。これはやっぱ り考えていただきたい。役所、理事者側とし てはKYにならんように。

今の世の中の状況というのはやっぱりきちっと判断しないと、何でもかんでもお金が足らんから値上げするという発想は僕は納得いかない。いいことを、よそのいいことをやろうたら、消極的になっておるという。値上げになったら、よそが値上げしたらうちもやりますのでという発想が市民に理解できない。

僕は反対をするのではないんですけども、 意見として言わせていただいたら、やっぱり こういうような状況の中で、380万円の金額を 行政として努力して、できないのかというよ うに僕は申し上げたい。

そういうことで、僕は富岡君みたいにきついことはよう言わんけども、とにかく今の市民生活をやっぱりきちっと把握して、どんな生活、今世の中どういうふうになっているか

ということも、そのことをしっかり受けとめ てこういう問題については対処していただき たい。これは苦言を呈しておきます。

以上です。

- 〇議長(中上良隆君)答弁よろしいですか。
- ○24番(中西 健君)はい。
- ○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第39号に ついては、総務委員会に付託いたします。

日程第12 議案第40号 橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第12 議案第40号 橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正す る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 辻本君。

- O12番(辻本 勉君) この事業基金というのはたくさんあるというのは知っておったんですけども、具体的に参考資料の中で明記をしていただいておるんですが、今回は倉谷元枝さんの分が出てきましたので、改正だと思うんですが、すべての基金が現在どれぐらいの残額があるのかということをお教え願いたいんですが。
- 〇議長(中上良隆君) 財政課長。
- **○財政課長(北山茂樹君)**辻本議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉事業基金といたしましては、19年 度の現在ですけども、8,538万2,497円でござ います。

- 〇議長(中上良隆君)12番 辻本君。
- O12番(辻本 勉君)合計金額はわかってお

るんですよ。いろんな名目で基金があって、 使用目的といいますか、いろんなことを書い ていただいておるんですけども、個別に目的 に沿ってその基金を使っていっていただいて おると思うんですが、個別にお教え願えませ んか。

- 〇議長(中上良隆君) 財政課長。
- **○財政課長(北山茂樹君)**個別の基金の残高 につきましては、現在ちょっと資料を持ち合 わせしておりませんので、後ほどお答えさせ ていただきます。
- 〇議長(中上良隆君) 財政課長。
- **○財政課長(北山茂樹君)** 1点、確認だけお願いします。

社会福祉事業基金についての個別の件でよ ろしいでしょうか。

後ほどお答えさせていただきます。

- ○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
 「「なし」と呼ぶ者あり」
- ○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 和橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 橋本市介護保険条 例の一部を改正する条例につい

〇議長(中上良隆君) 日程第13 議案第41号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中上良隆君)質疑がないようですの で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号に ついては、委員会の付託を省略いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市介護保険条例 の一部を改正する条例について を採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決することにご異議あよって、本案は原案のとおり可決されまし

日程第14 議案第42号 橋本市墓園設置及 び管理条例の一部を改正する条 例について

〇議長(中上良隆君) 日程第14 議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正す る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中上良隆君)質疑がないようですの で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第42号に ついては、委員会の付託を省略いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中上良隆君)討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより議案第42号 橋本市墓園設置及び 管理条例の一部を改正する条例について を 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されまし た。

日程第15 議案第43号 橋本都市計画下水 道事業受益者負担に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第15 議案第43号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例の一部を改正する条例について を議題 といたします。

これより質疑を行います。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) この条例、下水道の受益者負担の延滞金の率を0.1%引き下げるということですわな。今、この時期にいいことなんですが、なぜ、先ほどから全体議案見ても引き上げ、引き上げとなっておって、これだけちょっと下げるというのは、何か法的なミスでもありましたか。

〇議長(中上良隆君)上下水道部長。

○上下水道部長(井手上治巳君)この率の分につきましては、上位法であります都市計画 法の第75条の第4項で定められている率と整 合性を持たしたいということで率の改定をいたしたいところでございます。

〇議長(中上良隆君) 3番 富岡君。

O3番(富岡清彦君)簡単に答弁いただいたんですが、要するに、じゃ、法律に違反して0.1%高く今まで取っていたということですか。そのもととなる法律が変わったからですか。そのどちらなんでしょうか。

変わってないとすれば、市民に部長、おわびせんといけませんよ。

〇議長(中上良隆君)上下水道部長。

○上下水道部長(井手上治巳君) これは合併 以前の旧市旧町のこの条例におきましては、 14.5%ということになっておりました。それ が合併時におきまして、14.6%、違った率を 採用していたということでございます。それ が誤りが発見されましたので、今回訂正させ ていただきたいということでございます。 〇議長(中上良隆君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君)ちょっと私も勘違いしていたんですが、誤りがあったということは、そしたら既に14.6%で支払われた市民の方、どれぐらいいらっしゃるのか、その金額はどれぐらいなのか、また、その方たちに対して、行政としておわびせないかんことやったら、当然、返還してあげないといけないと思うんですけれども、それをどうお考えでしょうか。

〇議長(中上良隆君)上下水道部長。

〇上下水道部長(井手上治巳君)今のところ、 適用者はだれもおりません。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 橋本都市計画下水道 事業受益者負担に関する条例の一部を改正す る条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されまし た。